

周防大島町告示第6号

平成28年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年3月1日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成28年3月8日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

平川 敏郎君	田中隆太郎君
広田 清晴君	久保 雅己君
中本 博明君	魚原 満晴君
今元 直寛君	松井 岑雄君
平野 和生君	吉田 芳春君
濱本 康裕君	新山 玄雄君
小田 貞利君	尾元 武君
荒川 政義君	

○3月9日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

魚谷 洋一君

平成28年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成28年3月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第8 議案第12号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第13号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第14号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第15号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第16号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第17号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第18号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第19号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第20号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第24号 周防大島町職員定数条例の一部改正について
- 日程第21 議案第25号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第26号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第23 議案第27号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正
- 日程第24 議案第28号 周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第29号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第30号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第27 議案第31号 周防大島町と広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第28 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について
- 日程第29 議案第33号 財産の無償貸付けについて
- 日程第30 議案第34号 周防大島町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第31 議案第35号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第36号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第37号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第38号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第39号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第40号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第41号 周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第42号 周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第44号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第45号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告

- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第8 議案第12号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第13号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第14号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第15号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第16号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第17号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第18号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第19号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第20号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第24号 周防大島町職員定数条例の一部改正について
- 日程第21 議案第25号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第26号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第23 議案第27号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正
- 日程第24 議案第28号 周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第29号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第30号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第27 議案第31号 周防大島町と広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第28 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴

う規約の変更について

- 日程第29 議案第33号 財産の無償貸付けについて
- 日程第30 議案第34号 周防大島町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第31 議案第35号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第36号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第37号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第38号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第39号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第40号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第41号 周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第42号 周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第44号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第45号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について

出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 2番 | 平川 敏郎君 | 3番 | 田中隆太郎君 |
| 4番 | 広田 清晴君 | 5番 | 久保 雅己君 |
| 6番 | 中本 博明君 | 7番 | 魚原 満晴君 |
| 8番 | 今元 直寛君 | 9番 | 松井 岑雄君 |
| 10番 | 平野 和生君 | 11番 | 吉田 芳春君 |
| 12番 | 濱本 康裕君 | 13番 | 新山 玄雄君 |
| 14番 | 小田 貞利君 | 15番 | 尾元 武君 |
| 16番 | 荒川 政義君 | | |

欠席議員（1名）

- 1番 魚谷 洋一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 中村 和江君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	松本 康男君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	松田 博君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	迎 智可志君
橘総合支所長	……………	青木 一郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成28年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

魚谷洋一議員から、今期定例会を欠席する旨の報告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、平川敏郎議員、3番、田中隆太郎議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る3月2日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの17日間といたしたいと思

います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの17日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本会議に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき監査委員から例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果について、報告については提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望関係については、1件を受理いたしました。議会運営委員会でお諮りをいただき、陳情・要望第30号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予防の相談のできる窓口などの設置を求める陳情については、議員配布として既にお手元にお届けいたしております。

陳情・要望第31号、議員定数削減についての要望書については、議員全員協議会で協議をいただくこととしております。

次に、系統議長会関係では、2月18日、山口市において山口県町議会議長会の定例会が開催され、副会長1名と監事1名の補欠選任が行われ、副会長に阿武町議会の末若議長さんが、監事に私、荒川が選任されました。

また、全国過疎地域自立促進連名理事の補欠選任もあわせて行われ、阿武町議会の末若議長さんが選任されました。

続いて、平成27年度歳入歳出補正予算と、平成28年度歳入歳出予算について協議がなされました。いずれも承認されたところであります。

その他、各種研修会や事業につきましては、開催案内等を受けた段階で議員各位に御案内差し上げたいと存じます。

次に、山口県離島振興市町議会議長会の定例会が同日開催されております。県内では4町のみの組織となっておりますが、人口減少、高齢化等の厳しい環境のもと、医療や福祉、教育等のあらゆる面で地理的、自然的特殊要因に起因する地域間格差が拡大しております。離島振興のための諸施策を推進するよう、国並び県等の関係団体に対する要望活動を積極的に行うことを取り決めたところでございます。

次に、2月22日、柳井地区広域消防組合議会が、24日には柳井地域広域水道企業団議会が

開催され、関係議員が出席されております。山口県後期高齢者医療広域連合議会の平成28年度
の予算関係資料も、届き次第あわせて議員控室書棚に整理しておきますので、御高覧いただき
たいと思います。

続いて、町人会関係では、1月16日の東京久賀倶楽部へ平川議員と吉田議員が、2月14日
の関西橋町人会へ中本議員が、27日の東京たちばな会へは、平野議員が出席をいたしました。
それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の和を広め、その交流の中から、ふるさと
大島に対する熱い思いを寄せる期待の大きさに、責任の重大さを深く感じたことと存じます。関
係議員の皆様、大変お疲れさまでした。

最後になりましたが、慶弔に関しまして、本年2月5日付にて、全国町村議会議長会会長より
の表彰が行われ、町村議会表彰の部で、本町議会が他の議会の範とするに足りると認められる団
体として表彰を受けました。

私どもには身に余る光栄と存じますとともに、議会として、また議員各位が個々にさらなる精
進を重ね、周防大島町の発展に努力してまいりたいと肝に命じるところでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに議案の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明・行政報告に入ります。

町長から、施政方針並びに議案の説明・行政報告を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたも、改めましておはようございます。本日は、平成28年度の当
初予算及びその他の諸案件につきまして御審議をいただくため、平成28年第1回周防大島町議
会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、まことに多忙な中、御参集を
賜り、厚く御礼を申し上げる次第であります。

議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な方針を申し述べさせていただき、議
員各位を初め、町民の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、私は本年11月に2期目の任期満了を迎えます。この間、周防大島町の2代目の町長と
して、合併当初からの一番の課題でありました財政の健全化を第1に掲げ、取り組んでまいり
ました。

その結果、実質公債費比率や将来負担比率などの財政指数も大きく改善されるとともに、財政
調整基金などの基金残高も大幅に増高し、懸案の町債の残高も順調に減少をしております。

そこで、当面の財政運営の健全性は保たれているというふうと考えておるところでございます。

また、合併以後、徹底した行財政改革を推進し、それによりまして生み出されました財源で、
特に総合支所に大きな権限と財源を配分し、生活に密着した関連施設の整備や子育て支援を充実

するとともに、農業・漁業と町の固有の財産であります豊かな自然や文化との連携を密にした観光交流人口100万人を目指し、さらには交流から定住へを合い言葉に、幸せに暮らせるまちづくりの実現に向け、職員と一丸となって取り組んでまいりました。

本年11月には任期満了を迎えますことから、これまでのまちづくりの取り組みと成果を振り返り、現下の最重要課題であります人口減少と地域創生という大きな課題に正面から向き合い、特に子育て支援や教育環境の充実を図り、定住対策にさらに積極的な一歩を踏み出すことといたしました。議員各位のさらなる御支援を賜りますことを改めてお願いするものであります。

それでは、平成28年度におきます重点政策について申し上げます。

本年も「定住対策」「防災・安全対策」「健康づくり」を三本の柱に掲げ、取り組んでまいります。

最重要課題の第1は、定住対策であります。

昨年実施されました国勢調査の速報値によりますと、本町の人口は1万7,203人となっております。前回調査より1,881人、9.9%の減少といった状況であります。

一方で、昨年策定した人口ビジョンで用いました社会保障人口問題研究所による将来人口予測の平成27年人口は1万6,835人と予想されておりました、この予測よりは368人上回る結果となっております。このことは、定住対策のためにやれることは全てやる覚悟で、あらゆる政策資源を投入してまいった結果であると考えております。

各自治体においても、総合戦略に基づく地方創生への取り組みが本格化いたします。引き続きまち・ひと・しごと総合戦略に掲げる「安定した雇用の創出」「新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」「安心な暮らしを守り連携した地域の創造」という4本の基本目標達成に向けて施策を展開してまいりたいと考えております。

先般、旧和田小学校への企業進出協定が交わされたところでありますが、こうした人や仕事の流れを定住へとつなげる交流から定住への取り組みに、引き続き邁進してまいります。

第2は、防災・安全対策であります。

私は、町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することが、まちづくりを進める上で何よりも大切と考え、これまで防災・減災に関する施策を積極的に推進してまいりました。

本町は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、瀬戸内海沿岸他市町とともに、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けております。

また、近年台風の巨大化やゲリラ豪雨により、甚大な被害が国内外で頻繁に発生するという状況の中、どのような災害においても、自助である災害への備え、共助である地域の支え合いという地域防災力の強化と幅広い対応が必要不可欠であります。

自主防災組織への支援を継続し、公助と連携した自助と共助による自分たちの地域は自分たち

で守るという地域のきずなをより一層進め、あらゆる事故災害において、これに万全を求め、一人の犠牲者も出さない意識で臨みたいと思っております。

次に、第3として健康づくりであります。

生涯にわたり社会に参画し、生き生きと人生を送るためには、年齢にかかわらず健康で自立した暮らしができることが重要で、社会の活力の増進や社会保障費の削減と町民負担の軽減にもつながることから、疾病の早期発見、早期治療にとどまらず、みずから積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど、疾病を予防し、健康レベルの向上を図り、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

こうしたことから、健診の受診率を高めるとともに、健康づくりに必要な情報の提供を行い、住民と行政が協力しながら健康寿命を延伸させることが何よりも幸せに暮らすことにつながるものでありまして、さらに健康づくりを推進してまいります。

これら3つの重要課題への取り組みと、私が従来から推進してまいりました地域に密着した事業を中心に、総合戦略に掲げた事業は可能な限り実施し、課題解決に向けて取り組んでまいる覚悟でありますので、町議会を初め、関係各位のなお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

さて、平成28年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

まず、国においては、地方行財政制度の基本的な考え方として、まずは国の一般歳出の取り組みと基調を合わせることを明記し、地方歳出の重点化、効率化に取り組み、地方財政健全化を目指すとしております。

平成28年度の総務省概算要求では、一般財源総額の確保を重要な課題と位置づけているものの、地方交付税についても、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮できるよう、総額を確保する必要性を指摘しておりますが、リーマンショック以降の歳入歳出面の特別措置については、経済再生にあわせて危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくとしているところであります。

また、地方創生に必要な経費として、まち・ひと・しごと創生事業費が前年度と同水準で措置されるとともに、高齢者支援や情報システム改革等の重点課題に取り組むための経費や、公共施設の老朽化対策のための経費が拡充されたところであり、その結果、地方財政計画の規模は前年度に比べ0.6%の増となっております。

こうした中、平成28年度当初予算の編成に取り組むこととなったわけではありますが、基本方針は引き続き幸せに暮らせるまちづくりの実現であります。そのためにも、先ほど申し上げましたとおり、重点課題は財政の健全化と定住対策、防災安全対策、健康づくりであります。

人口減少と地方創生という大きな課題に正面から向き合い、特に子育て支援と教育環境の充実を図り、定住対策にさらに積極的な一歩を踏み出すため、昨年策定いたしましたまち・ひと・し

ごと創生総合戦略に関連する事業は、各会計を合わせ73事業を計上いたしているところであり
ます。

それでは、お手元にお配りをいたしました当初予算案の概要により御説明を申し上げます。

まず、2ページをお願いいたします。平成28年度当初予算は、一般会計で139億200万
円、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせると、総額で
240億5,761万1,000円。

公営企業特別会計では、収益的支出で56億1,918万2,000円、資本的支出で14億
1,223万3,000円の予算となったところであります。

まず、一般会計では、対前年度比1.3%、1億8,100万円の減額予算となっております。

次に、3ページをお願いいたします。一般会計の歳入の状況であります。町税は人口の減少
や前年度の課税状況を踏まえ、約13億1,105万4,000円、対前年度比0.9%の減額計
上となっております。

地方譲与税や地方消費税交付金につきましても、前年度の実績見込み、または地方財政計画等
により試算計上しており、地方消費税交付金につきましては、対前年度比20.8%増の2億
9,000万円となっております。

地方交付税は、3.7%減の77億4,000万円を計上いたしましたが、これに臨時財政対策
債3億8,000万円を加えた広義の地方交付税は81億2,000万円と見込んでおり、対前年
度比3.8%の減額となっております。これは、主に合併による特例措置が段階的に削減される
ことの影響分に加えまして、算定単位の数値となる国勢調査人口が平成22年国勢調査人口から
平成27年国勢調査人口に置きかわることが大きく影響されております。

国庫支出金につきましては、5,268万1,000円、前年度比3.7%の減となっております
が、臨時福祉給付金のほか、道路新設改良事業や公営住宅改修事業に係る社会資本整備総合交
付金の減額が影響するものであります。

繰入金は、各基金の取り崩しであります。財源不足を補うための財政調整基金が、約2億
8,000万円、再編交付金を財源に積み立てたちびっこ医療費助成事業基金から、約
2,500万円、観光振興事業助成基金から約1,200万円、福祉医療費一部負担金助成事業基
金から約1,300万円、外国語活動推進事業基金から約800万円、ふるさと寄附金を積み立
てたふるさと応援基金から900万円、CATV加入促進のための基金から約500万円を取り
崩すことといたしております。

また、昨年度に地方創生事業を円滑に推進するため創設いたしましたまち・ひと・しごと創生
基金から、約1億6,800万円を繰り入れることとしております。

さらに、周防大島高等学校通学支援費給付基金に振りかえるための奨学資金貸付基金繰入金を

約3,800万円、その周防大島高等学校通学支援費給付基金から750万円を繰り入れることといたしております。

町債につきましては、2億1,940万円、17.5%減の10億3,170万円の計上となっておりますが、臨時財政対策債のほか、過疎対策事業債、合併特例債がその主なものであります。

以上が歳入の状況であります。4ページにお示ししておりますとおり、町税等の自主財源比率は17.3%であり、依然として地方交付税や国県支出金、町債といった依存財源に82.7%頼らざるを得ない財政環境であります。

さて、5ページは目的別の歳出ですが、歳出につきましては、6ページの性質別歳出で御説明を申し上げます。

まず、人件費は対前年度比4,536万7,000円、2.2%の減となっておりますが、職員数の減少の影響が主なものであります。

公債費につきましては、対前年度比5.3%、1億1,453万2,000円の減額となっております。

扶助費は約20億4,822万3,000円の計上で、対前年度より4.4%の増となっております。

普通建設事業費は、対前年度比12.0%、約2億500万円の減額となっておりますが、橋庁舎整備事業や久賀公民館耐震改修事業が終了したことが主な要因であります。

なお、その一方で簡易水道事業特別会計における浮島地区海底送水管布設事業や下水道事業特別会計における久賀・大島地区下水道整備事業、公営企業特別会計における東和病院西棟改修事業など、特別会計において投資的経費が大きく伸びてきているところであります。

積立金は、ふるさと寄附金を積み立てるふるさと応援基金積立金及び周防大島高等学校通学支援費給付基金への積立金の影響から、大幅な増額となっております。

次に、7ページの地方債の状況ですが、一般会計におきましては、起債残高は約7億5,400万円の減少、約176億3,700万円と見込んでおります。

一般会計の起債残高は、合併時の262億5,900万円から86億2,200万円減少したということになります。

8ページには、各基金の状況をお示ししております。財政調整基金は、本年度末では約51億2,300万円となり、合併時の6億4,700万円から大幅に増加をいたしておりますが、新年度予算では約2億8,000万円の取り崩しを予定しておるところであります。

続いて、主要事業の概要について御説明を申し上げます。

幸せに暮らせるまちづくりのために、5本の柱に沿って主要事業を取りまとめたものが、10ページから掲げてあります。

この中で、新規事業を主にその概要を説明させていただきます。

第1に、安心して子供を生み育てられる町、子育て支援等についてであります。

まず、周産期医療支援事業についてであります。本町のほか、周辺自治体において妊娠、出産など産科医療の環境は厳しい状況にある中で、医療機関において適切に対応できる環境を確保していただくため、周辺自治体とともに支援を行うものであります。

子育て支援任意予防接種事業は、これまで乳幼児が受ける予防接種の中で、ロタウイルス、B型肝炎ウイルス、おたふくかぜの予防接種については、任意予防接種ということで保護者の負担に公費助成はされておりましたが、保護者の負担を軽減し、接種率を向上させることにより、子育てを安心してできるようにと、費用の半分を助成するものであります。

(コミュニティ・スクール)コンダクター事業は、平成26年度から取り組んでまいりましたコミュニティ・スクール事業の成果を踏まえながら、これをさらに充実させるため、各学校運営協議会への指導や取り組みへの支援を行うものであります。

次に、語学留学生支援事業についてであります。本町では、保育園児、小中学生、高校生とそれぞれの段階において英語と親しむ取り組みを行っております。本事業はさらに英語への興味を深めてもらうため、包括的連携協定を提携している山口大学との連携事業として、中・高校生の語学留学を実施し、また参加者への支援を行うものであります。

検定支援事業は、昨年策定いたしました教育の大綱に基づき、町内の学校に通う小学5年生から中学3年生を対象に、基礎的、基本的学習内容の定着を図り、学ぶ意欲や向上心を育てるため、漢字、数学、英語の検定料を全額助成するものであります。

小学校施設空調設置事業は、小学校児童の安全で快適な教育環境の改善を図るため、これまで普通教室に空調設備が未整備であった学校について、計画的に整備していくものであります。予定では、平成29年から30年度までに全校を整備したいと思っておりますが、中学校の統合問題もあり、不確定な要素もあるところであります。

AED購入事業は、既に小中学校施設や社会教育施設にAEDを整備しているところでありますが、このたび耐用年数に応じ、これを更新するものであります。

次に、中学生医療費助成事業であります。これまで実施しておりました小学校6年生までの子ども医療費無料化をさらに拡大し、中学生についても医療費を無料化とするもので、安心して子育てのできる環境の充実を図ってまいります。

次に、拡充事業となりますが、特定不妊治療費の助成事業は、医療保険が適用されない不妊治療費について、山口県特定不妊治療費助成事業対象者以外にも対象を拡大するとともに、治療費の実情を考慮し、助成額を増額することといたしました。

I C T教育推進事業については、学びのイノベーション事業からの展開として、子供たちの情

報活用能力の育成を図り、主体的に学習できるよう、ICT教育の環境を整備するもので、平成27年度に町内各中学校及び島中小学校において実施しており、平成28年度では他の小学校全てにおいて整備することとしております。

次に、12ページをお願いいたします。2本目の柱、働く意欲の湧き出る町についてであります。

観光施設等のWi-Fi整備事業は、主要観光施設に公衆無線LANを整備し、本町を訪れた観光客に容易に観光情報を提供できる環境を整えようとするものであります。

次に、先導的果樹花木導入事業は、耕作放棄農地の保全対策とあわせて、新たな特産品や観光資源ともなるよう、果樹や花木の植栽を推進するため、これらの苗木の購入費を助成しようとするものであります。

次、モデル竹林整備事業は、竹林の繁茂が農業のみならず住民の生活にも影響を及ぼすような状況から、竹林の環境を整え、さらにタケノコを収穫し資源活用するなど、竹林活用のモデルとなるような整備を支援し、事業化と中山間地域の環境整備を図ろうとするものであります。

大島かんきつ産地継承夢プラン関連事業では、夢プランの実現に向け、ゆめほっぺなどの高品質果実の安定生産を図るため、マルチ被覆や排水対策、せとみ用袋への助成を行い、伝統ある大島かんきつの産地再興を目指すものであります。

四境の役150周年記念事業についてであります。平成28年度は、大島口の戦いから端を発した四境の役から150周年という年を迎えることとなり、こうした史実や史跡、また歴史的、文化的遺産を関係団体とともに整備し、また町内外に発信していこうとするものであり、史実を資源とした観光客誘致にもつなげていきたいと考えております。

次に、日本ハワイ移民資料館整備事業であります。本町の日本ハワイ移民資料館には、明治時代に多く官約移民がハワイに渡り活躍した資料とともに、移民者を検索するシステムを整理展示しております。このたびは、新たにペルー、ブラジル移民のコーナーを増設するとともに、収蔵庫やトイレ改修等を行うものであります。日本人のほかに、日系外国人の観光ルートになることを目指していきたいと思っております。

次に、観光施設・サイン看板設置事業であります。観光は本町の産業の基軸に位置するものであり、交流人口拡大、にぎわいの創出につとめてまいりました。こうしたことから、平成28年度において、観光地にふさわしい看板を整備することとし、観光施設にランドマーク看板、大島大橋南詰法面にサイン看板を整備する予定であります。

広島送客誘発型広報事業は、地理的にも、地勢的にも観光周防大島の大きな商圈である広島を対象に、さまざまな広告媒体を利用しながら、周防大島町の魅力を発信していこうとするものであります。

道の駅リニューアル事業は、道の駅サザンセットとうわの利用者の増加にあわせて、特産品販売所の増設やトイレ、駐車場等の整備を行おうとするもので、本年度は実施設計を行う予定であります。

次に、海の駅拠点整備事業であります。これまで安下庄地区において海の市が開催されておりますが、これをさらに拡充し、陸路からだけでなく海路からも来場できる観光施設として展開整備しようとするもので、海の駅登録を目指すものであります。

13ページ、拡充事業になりますが、有害鳥獣捕獲事業では、イノシシ等の捕獲委託のほか、イノシシ等の野生鳥獣を食肉として利活用しようとする事業者等に対しまして、食肉処理を行うための施設整備の経費の一部を支援することとしております。

若者定住住宅整備事業は、移住者を含め若者が定住する住宅地を確保し、提供するものであります。定住の重要な条件である住について、定住希望者のニーズはさまざまであると考え、若者が居住適地と思える住宅用地を安価に提供することも、ニーズの一つであるのではないかと考え、整備しようとするものであります。

次に、14ページ、3本目の柱、自然と環境にやさしい町・生活環境の整備についてであります。

公共施設マネジメント計画策定事業は、これから多くの公共施設が更新時期を迎えるにあたり、公共施設の全体を把握し、長期的視野に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するものであります。

一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画は、5年ごとに見直しを行うものでありますが、このたびは廃棄物処理施設の長寿命計画及び大規模災害時の廃棄物処理計画を加えて策定する予定であります。

瀬戸公園整備事業は、大島大橋が開通して40周年という年を迎えることから、これを臨み、また大島大橋開通との関連も深い瀬戸公園を再整備しようとするものであります。引き続き桜の名所としての整備も行う予定であります。

特定環境保全公共下水道事業全体計画・事業計画策定事業は、東和地区下水道整備事業において、未普及対策として三ヶ浦地区の下水道整備を進めるため、事業計画の変更を行うものであります。

次に、晩年を豊かで安心して過ごせる町であります。

歯周病検診事業については、歯周病やその原因である歯周病細菌が心臓病や肺炎、または糖尿病など多くの疾患を招く要因になるということから、40歳以上の全ての人を対象に歯周病検診の受診費用を助成しようとするものであります。

広域消費生活センター設置事業は、近年、消費者の周辺に起こる諸問題は多様化してきており

まして、これに的確に、また迅速に対応できる体制を整備するため、柳井圏域の1市4町が共同して相談窓口を設置するものであります。

海岸堤防等老朽化対策事業は、漁港海岸の海岸保全施設の延命化を図るため、調査点検を行い、長寿命計画を作成した上で、適切な維持補修、改良を進めていこうとするもので、まずは調査点検、計画の策定に着手するものであります。

次に、東和病院西棟改修事業であります。東和病院西棟は、建築から20年が経過し、設備等が老朽化し、不都合も生じているところであり、このたび県の地域医療構想に沿った病床機能に転換するため、平成26年度に完成した東棟に地域包括ケア病床を設置し、西棟の病床数を減じ、慢性期病床に転換する改修を行うものであります。

次に、16ページをお願いいたします。

5本目の柱、次世代に素敵な未来を約束する町についてであります。

滞在型旅行等誘致促進事業は、3月27日から岩国錦帯橋空港へ就航予定の沖縄（那覇）線について、就航記念キャンペーンを実施し、同線利用者の本町への宿泊客を誘致しようとするものであります。記念品の贈呈のほか、町内レンタカーを利用された方への助成も行う予定であります。

空家対策ローン利子補給事業は、空家放置対策として空家の所有者が町内金融機関を利用し、空家対策ローンの借入れを行った場合、その利子を補給することで、空家の除廃有効活用を支援し、空家の放置を削減していこうとするものであります。

空家有効活用事業は、町内にある空家を有効に活用するとともに、定住等の住宅として確保し、定住促進に努めようとするもので、所有者の承諾のもと、10年間は一括で借り上げた上で、町において修繕改修を行い、定住者と住宅をお貸しするというもので、空家対策と定住対策の両立を図るものであります。

企業誘致対策事業は、町内に仕事や人の流れを創出し、若年層の定住を促進するもので、このたびは町の遊休施設である旧和田小学校を活用し、企業誘致の条件整備を行うものであります。

ちなみに、先般株式会社ビジコムと、サテライトオフィスの進出協定の調印を行ったところあります。

集落支援員事業は、多くの集落が過疎化、高齢化の中で集落機能が低下し、将来が危惧される中で集落対策の推進に関して知見を有した人材を集落支援員として配し、集落の現状の把握から維持、活性化に向けた取り組みをともに進めていこうとするものであります。白木半島地域を想定しているところであります。

周防大島高等学校通学支援費給付事業は、周防大島高校に在学する生徒の通学費の一部を支援しようとするものであります。これまでの寮費助成等の支援に加えまして、通学費にかかる負担

軽減という支援をすることで、学校の魅力化を図ろうとするものであります。

浮島地区海底送水管布設事業は、浮島地区における慢性的な水不足を解消するため、東和地区神浦から浮島江ノ浦地区に海底送水管を布設し、水不足を解消しようとするもので、平成28年度は測量、調査、設計業務を行うことといたしております。

17ページ、拡充事業になりますが、地域おこし協力隊事業では、平成24年度にはじめて地域おこし協力隊1名を受け入れ、この1月末に任期を終えたところであり、現在はその後任者1名に活動していただいているところであります。平成28年度には、他の分野での活動も期待し、3名の地域おこし協力隊員を募集したいと考えております。

以上が主要事業の概要であります。18ページ以降に事業の概要についてまとめておりますので、御高覧をいただきたいと思っております。

また、34ページには合併関連事業、35ページには再編交付金関連事業を掲げております。36ページ以降には、合併後の本町の財政状況を参考資料として添付しております。あわせてご高覧をいただきたいと思っております。

以上が、平成28年度当初予算案の概要であります。

続きまして、議案の説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、平成28年度各会計当初予算、平成27年度補正予算、条例の制定改正など、合わせて47件であります。

諮問第1号及び諮問第2号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成28年度一般会計予算についてであります。

予算総額は139億200万円となっております。前年度当初予算比1億8,100万円の減額、率にして1.3%の減となっております。

議案第2号から議案第10号までは、平成28年度各特別会計予算及び公営企業局企業会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、平成28年度国民健康保険事業特別会計予算であります。一般会計から3億1,600万2,000円を繰り入れ、予算の総額は38億4,958万2,000円となっており、前年度当初予算比1億2,862万5,000円の減額であります。

議案第3号は、平成28年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。一般会計から1億6,935万8,000円を繰り入れ、予算の総額は4億4,730万4,000円となっており、前年度当初予算比2,544万3,000円の増額であります。

議案第4号は、平成28年度介護保険事業特別会計予算についてであります。一般会計から5億4,924万5,000円を繰り入れ、予算の総額は34億606万9,000円となってお

り、前年度当初予算比920万1,000円の減額であります。

議案第5号は、平成28年度簡易水道事業特別会計予算であります。一般会計から4億1,865万9,000円を繰り入れ、予算の総額は10億2,257万円となっており、前年度当初予算比1億5,208万6,000円の増額であります。

浮島地区海底送水管布設事業、公共下水道事業に伴う水道管移設による増額予算となっております。

議案第6号は、平成28年度下水道事業特別会計予算であります。一般会計から2億3,957万5,000円を繰り入れ、予算の総額は9億7,448万5,000円となっており、前年度当初予算比4億1,142万9,000円、73.1%の大幅な増となっております。久賀・大島地区公共下水道事業の事業費増によるものであります。

議案第7号は、平成28年度農業集落排水事業特別会計予算であります。一般会計から1億9,950万8,000円を繰り入れ、予算の総額は3億3,196万円となっております。前年度当初予算費442万7,000円の減額となっております。

議案第8号は、平成28年度漁業集落排水事業特別会計予算であります。一般会計から3,068万2,000円を繰り入れ、予算の総額は3,864万円となっており、前年度当初予算費483万7,000円の増額であります。

議案第9号は、平成28年度渡船事業特別会計予算であります。一般会計から738万7,000円を繰り入れ、予算の総額は8,500万1,000円となっており、前年度当初予算費993万円の減額となっております。

議案第10号は、平成28年度公営企業局企業会計予算であります。収益的予算については、収入合計を56億1,947万2,000円、支出合計を56億1,918万2,000円とし、資本的予算については収入合計を8億8,880万円、支出合計を14億1,223万3,000円とするものであります。

議案第11号は、瀬戸内海海区漁業調整委員の補欠選挙が行われることとなったため、一般会計補正予算について、専決処分により処理をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第12号から議案第20号までは、平成27年度各会計に係る補正予算に関するものであります。給与改定に伴う職員人件費の調整及び決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第12号は、平成27年度一般会計補正予算（第5号）であります。既定の予算から3億736万1,000円を減額し、補正後の予算を146億9,361万4,000円とするものであります。

議案第13号は、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。既

定の予算に4,648万円を追加し、補正後の予算を41億4,504万3,000円とするものであります。

議案第14号は、平成27年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の予算から682万5,000円を減額し、補正後の予算を4億1,546万2,000円とするものであります。

議案第15号は、平成27年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。保険事業勘定の既定の予算から9,910万9,000円を減額し、補正後の予算を33億8,165万7,000円とし、介護サービス事業勘定から197万6,000円を減額し、補正後の予算を1,715万円とするものであります。

議案第16号は、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の予算から1,347万7,000円を減額し、補正後の予算を8億9,995万2,000円とするものであります。

議案第17号は、平成27年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の予算から2,348万9,000円を減額し、補正後の予算を5億4,554万8,000円とするものであります。

議案第18号は、平成27年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から500万5,000円を減額し、補正後の予算を3億3,340万2,000円とするものであります。

議案第19号は、平成27年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算に26万9,000円を追加し、補正後の予算を9,504万6,000円とするものであります。

議案第20号は、平成27年度公営企業局企業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算において、所要の補正を行うものであります。

議案第21号から議案第30号までは条例の制定及び改正に関するものであります。

議案第21号は、行政不服審査法の全部改正に伴い、該当する7つの条例について、法律改正に基づいた条例の一部改正を行うため、条例を制定するものであります。

議案第22号は、山口県が策定した地域再生計画「山口県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」が国より認定されたことに伴い、固定資産税の不均一課税を行うため条例の制定をするものであります。

議案第23号は、屋外子局の新設により、防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例を改正するものであります。

議案第24号は、職員総数は変更することなく、公営企業局の職員定数を増員し、町長部局、教育委員会部局の職員数を減ずるために、職員定数条例を改正するものであります。

議案第25号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに学校教育法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第26号は、新たな職を設置するために、周防大島町報酬及び費用弁償条例を改正するものであります。

議案第27号は、山口県人事委員会の勧告に基づき、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等について、所要の改正をするものであります。

議案第28号は、地方公務員法の改正に伴い、周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例の改正を行うものであります。

議案第29号は、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正を行うものであります。

議案第30号は、政策空家となっている町営住宅の用途廃止をするため、周防大島町営住宅及び一般住宅条例の改正をするものであります。

議案第31号は、広島広域都市圏において、連携中枢都市圏制度を活用し、地域の資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を連携して展開することで、圏域経済の活性化と、圏域内人口200万人超を目指す200万人広島都市圏構想の実現を図ることといたしております。

そこで、連携中枢都市圏制度の連携中枢都市の広島市と本町が、その実現に向けて取り組むための、連携協約書締結に向けた協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第32号は、山口縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について、お諮りするものであります。

議案第33号は、去る2月24日に、山口県知事立会のもとにサテライトオフィスの誘致について、進出協定を締結いたしました株式会社ビジコムに旧和田小学校の校舎及びグラウンドの一部について無償貸付を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の策定に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、浮島への海底送水管・配水池・各地区への配水管等を新設し、水

質、水不足を改善するための浮島辺地総合計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号から議案第45号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第36号は、屋代山泉センター。

議案第37号は、神領コミュニティセンター。

議案第38号は、小松コミュニティセンター。

議案第39号は、油宇集会施設。

議案第40号は、小泊集会施設。

議案第41号は、高齢者生活福祉センター和田苑。

議案第42号は、高齢者生活福祉センターしらとり苑。

議案第43号は、安高地区農事集会所。

議案第44号は、正分地区農事集会所。

議案第45号は、鹿家地区農事集会所。

それぞれの施設に係る指定管理者の指定について、お諮りをするものであります。

以上、各案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは、提案の都度、私なり会計参与が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

この際、3点について、行政報告を行いたいと思います。

アワサング群生地、陸域部分の国立公園への編入についてであります。

去る2月5日東和総合センターにおいて、周防大島南部沖のニホンアワサング群生地の保護に向けて、群生地に接する陸域部分、白木半島の一部であります。これを瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に編入することを目指して、環境省主催の住民説明会が開催されました。

説明会には、編入対象となる佐連、地家室、伊崎及び沖家室の4地区の関係者を主な対象としたものであります。

山を守らなければ海域の景観を守れないと、雨水が流れ込む範囲を踏まえ、集落部分を外した約530ヘクタールを特別地域として、平成25年2月28日に瀬戸内海で、初めて指定されました56.4ヘクタールの海域公園地域と一体的に管理していきたい。

また、山林が7割、農地が3割を占める指定範囲では、所有権に変更は生じず、工作物の新設や一定規模の木の伐採、土石の採取などに、環境大臣許可などが必要になりますが、農業に伴うミカンの木の伐採などには特段の手続きは必要ないと環境省のほうからは説明がありました。

一方、私には町担当職員から、地域住民からの質疑では、特に異論は出なかったというふうな報告をいただいております。

環境省は今後、本年夏ごろに、パブリックコメントを募集し、同年11月末ごろの中央環境審議会に編入を諮問し、答申が得られれば、平成29年3月までに編入していきたい意向であります。

編入手続の中、本町としては、本年3月末ごろに、同省から地元自治体の意見照会が予定されております。

私といたしましては、今回の住民説明会での出席者の意見や、関係する地元自治会や自治会長、農事組合長の意見聴取の意向を踏まえ、支障ない旨の方針を固めたいと思っておるところであります。

次に、周防大島町プレミアム商品券発行事業の取扱店換金期間が、平成28年2月1日で終了いたしましたので、その状況について、御報告をさせていただきます。

この事業は、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、低迷する個人消費を喚起し、消費者の生活支援と町内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的として実施いたしました。

町といたしましては、多くの事業所に御参加、御協力をいただきながら、広く住民の皆様に御利用していただきたく、周知をしてまいったところでございます。

昨年3月議会におきまして、事業概要等についての御説明をさせていただき、4月号の町広報紙及びホームページでは、取り扱い店舗の募集を行いました。6月にはプレミアム商品券の販売について、同じく町広報紙とホームページによりお知らせをし、販売開始を直前に控えた時期には、防災行政無線でも周知をいたしました。

本町のプレミアム商品券は、プレミアム率を20%とし、1冊が1,000円券12枚つづり、合計1万2,000円分を1万円にて販売をいたし、発行総額は2億2,488万円となっております。

販売開始日に、各総合支所に早朝から商品券をお求めになる方々の列ができ、当日のお昼過ぎには、町が用意いたしました1万8,740冊全てが売り切れてしまうほどの反響がございました。

商品券の利用可能期間は、平成27年7月1日から12月31日までの6カ月間で、店舗登録をいただきました町内233事業所で商品の購入や、サービスの提供等の支払いを御利用いただきました。

取扱店舗の換金期限は、本年2月1日までとなっております。各総合支所を換金窓口として、これまで商工観光課へ請求がありました換金は、延べ835件、2億2,463万3,000円ありました。

使用期限となっております年内の利用を、町広報紙とホームページで再度住民の皆様にお知ら

せし、使用期限を目前に控えた年末には、防災行政無線でも周知をいたしてまいりました。その結果、換金期限の2月1日現在、販売枚数全体の99.89%が換金され、換金残金は僅か24万7,000円となっております。また、事業別・業種別の換金状況では、換金請求額が多い順に、建設業、工務店が最も多く6,250万7,000円、換金総額に占める割合は27.8%となっております。

続いて、モータースが3,995万5,000円で17.8%、スーパーマーケットが2,839万円で12.6%、JAが9.8%、ホームセンター等が7.2%となっております。

本事業は、地域の消費喚起など景気の虚弱な部分にスピード感を持って対応することで、創設された事業でありまして、利用可能期間の7月1日から12月31日までの6カ月間に、実に2億2,463万3,000円が商品の購入やサービス等の支払いに充てられ、町内の消費拡大、地域経済の活性化など、当初の目的は達成されたのではないかと考えております。

3点目であります、情島小中学校の休校についてであります。

昨年9月の定例会におきまして、児童養護施設あけぼの寮の移転について報告をいたしました。その際に、隣接する情島小中学校の、あけぼの寮移転後のあり方について、今後協議する旨、説明をいたしておりました。

このことについては、現在までの地元関係者との協議等により、平成29年3月末のあけぼの寮移転と同時に、情島小中学校を休校することといたしました。昨年11月に地元自治会等、学校関係者と教育委員会が協議をし、閉校後5年をめどに休校とする案を説明したところ、おおむね了解を得ることができました。

関係者からは、島内住民の高齢化が顕著であり、廃校では子供を持つ所帯の移住の可能性がなくなることや、当面、具体的な廃校跡地や施設の利用が考えにくいことなどから、5年間をめどに、休校することについて理解が得られたところであります。

また、地元からは隣接する町道の維持管理について要望がありましたので、今後、関係各課と協議をする旨、伝えております。

したがいまして、平成28年度当初予算に、この情島小中学校の閉校式典関係の経費を計上しておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

以上、3点の行政報告をさせていただきました。施政方針、議案の概要等の説明を終わりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明、行政報告を終わります。

暫時休憩します。50分をめどに。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして補足説明を行います。

平成28年3月31日をもって任期満了となります現委員の奥原法城氏は、人格、識見とも高く、地域の実情に精通され、広く地域において活躍をされておられる方で、人権擁護委員としても長年にわたり精力的な活動をされておられます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、奥原法城氏を適任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、奥原法城氏を適任とすることに決定しました。

日程第6. 諮問第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、補足説明を行います。

平成28年3月31日をもちまして任期満了となります現委員の松本敏恵氏は、人格、識見と

もに高潔で、保健師としての長年の相談業務に携われた専門知識を持ちまして、また、人権擁護委員においても深く理解され、広く地域において御活躍をいただいております。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、松本敏恵氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、松本敏恵氏を適任とすることに決定しました。

日程第7. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第11号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第11号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

去る2月10日に、山口県選挙管理委員会から山口県瀬戸内海海区漁業調整委員補欠選挙の執行について、3月15日告示、3月24日投票により執行される旨の通知がありました。

つきましては、直ちに選挙準備に要する経費を予算化する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、本日配布をいたしました議案書3ページのとおり、2月22日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行ったところでございます。

したがいまして、同法第3項に基づき、ここに報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に453万8,000円を追加し、予算の総額を150億97万5,000円とするものでございます。

その概要につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金に、瀬戸内海海区漁業調整委員選挙委託金453万8,000円を新規に計上しております。

歳出につきまして、12ページをお願いいたします。

2款総務費4項選挙費に、新たに3目瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費を設け、報酬をはじめ、選挙に要する経費について、歳入と同額の453万8,000円を新規に計上しております。

以上が、議案第11号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについての補足説明でございます。

何とぞ御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実質的に言う立場から質問しておきたいと思いますが、まあ実質的にこうやって専決処分を行ったが、実質的に選挙そのものはあったんですか、なかったんですか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） ただいま補足説明で申し上げましたとおり、3月15日告示、3月24日投票で執行されるということでございます。今からでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第11号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第8. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第12号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第12号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

別冊の予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から3億736万1,000円を減額し、予算の総額を146億9,361万4,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、国の補正予算への対応や山口県人事委員会の勧告による人件費の調整及び各事業の精算見込みによる補正並びに財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、1款町税3項軽自動車税は、税制改正延期による減額補正でございます。

9款地方交付税1項地方交付税は、国の補正予算への対応といたしまして、普通交付税調整額の復活による増額計上でございます。

12款使用料及び手数料1項使用料につきましては、各施設の使用料の精算見込みによる調整で、総額321万8,000円の減額計上でございます。

12ページ、2項手数料につきましては、不燃ごみ処理手数料の実績見込みによる30万円の増額計上でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金につきまして、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みにより総額3,443万3,000円の減額計上となっております。

13ページ、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、2目民生費国庫補助金及び3目衛生費国庫補助金につきましては、国の補正予算への対応といたしまして、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金や年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金の新規計上及び各事業の確定もしくは精算見込みにより、それぞれ調整を行っております。

4目農林水産業費国庫補助金、5目土木費国庫補助金、6目消防費国庫補助金は、事業確定による減額及び入札減により減額計上を行っております。

14ページ、7目教育費国庫補助金につきましては、国の補正予算への対応といたしまして島中小学校、安下庄小学校、久賀中学校講堂の非構造物落下防止事業への補助金を新規に計上しております。

14 款県支出金 1 項県負担金も同様に事業確定もしくは精算見込みによる調整となっております。

15 ページ、2 項県補助金につきましても、事業の確定もしくは精算見込みによる調整となっておりますが、2 目民生費県補助金は、重度訪問介護等の利用促進に係る支援事業として、重度訪問介護等市町村支援事業補助金 475 万 2,000 円を新規に計上しております。

16 ページ、3 項県委託金は、国勢調査委託金をはじめ、各委託金の確定による調整となっております。

15 款財産収入 1 項財産運用収入は、実績見込みによる建物貸し付け収入の調整及び各基金の利子の調整に伴う 90 万 7,000 円の増額計上でございます。

また、17 ページ、2 項財産売り払い収入 1 目不動産売却収入は、法定外公共物の売却による 11 万円の増額、3 目生産物売り払い収入は、実績見込みによる太陽光発電余剰電力売り払い収入 16 万 4,000 円の減額計上でございます。

16 款寄附金は、増額が見込まれるふるさと寄附金及び奨学資金貸付基金寄附金について 760 万円の追加計上でございます。

18 ページ、17 款繰入金 1 項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを 7,301 万 8,000 円減額し、財政調整を行うとともに、ちびっ子医療費助成事業基金、福祉医療費一部負担金助成事業基金及び C A T V 加入促進事業基金につきましても、それぞれ事業の精算見込みにより繰入金の調整をしております。

19 款諸収入 3 項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金がなかったことによる減額計上及び増額が見込まれる奨学金給付金元利収入の追加計上となっております。

また、19 ページ、4 項雑入は、4 庁舎へ電気自動車の急速充電器設置による株式会社拓からの 5 年間分の設置負担金の新規計上及び学校給食収入等の精算見込みによる減額及び福祉医療費高額払い戻し、サザンセトとうわ電気料、片添ヶ浜施設使用料の実績または実績見込みによる調整が主なものでございます。

20 ページ、20 款町債につきましても、各事業の確定または精算見込みによる調整を行い、1 億 9,940 万円を減額計上しております。

続きまして、22 ページからの歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

今回は、一般会計並びに各特別会計におきまして、山口県人事委員会の勧告による給料表の改正及び勤勉手当の支給率の改正に伴い、影響額の調整等を行っており、一般会計における職員人件費の総額は 1,592 万 6,000 円の増額、漁業集落排水事業特別会計及び公営企業局企業会計を除く特別会計においても 347 万円の増額となっております。

それでは、人件費以外の主なものにつきまして、御説明をいたします。

まず、1款議会費につきましては、議会運営経費の委員会視察等の実績見込みによる減額計上でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、行政一般経費において主に世帯数減による行政連絡委員報酬の減額及び橋総合支所建設事業費については、入札減により4,036万1,000円の減額計上でございます。

また、24ページ、2目文書広報費3目財産管理費は、精算見込みによる減額、5目財産管理費は、各基金の利子の積み立ての調整などによる減額計上でございます。

25ページの6目企画費の企画一般経費は、当初業務委託を予定しておりました、周防大島町総合計画基本計画の作成業務を職員が行ったことによる減額、ふるさと応援事業はふるさと寄附金の増額見込みによる積立金の追加計上、企業誘致対策事業は財源確保のため、旧和田小学校校舎へのサテライトオフィスを開設するための改築工事のうち、水回りの部分について、28年度にて施工することによる減額を行うものでございます。

26ページ、7目支所及び出張所費につきましては、久賀庁舎の吸収式冷温水機の修繕費の追加計上、8目電子計算費は、国の補正予算への対応分である自治体セキュリティ強化対策事業及びマイナンバーシステム整備の追加計上や契約内容確定による事務機器借り上げ料の減額計上となっております。

27ページ、9目地域振興費につきましては、平成27年度において観光に係る地域おこし協力隊員の採用を見送ることとした報償費の減額及び不用額の調整による453万8,000円の減額計上となっております。

28ページ、3項戸籍住民基本台帳費は、国の補正予算への対応といたしまして、マイナンバー制度を円滑に導入する上で、個人番号カードの発行申請に遅滞なく対応するための経費を計上いたしております。

29ページ、5項統計調査費1目統計調査総務費は、県委託金の確定による調整でございます。

次に、30ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、主に国の補正予算への対応といたしまして、平成28年度中に65歳になる方に3万円を支給する年金生活者等支援臨時福祉給付金を含む1億2,653万7,000円の増額計上となっております。

32ページ、2目障害福祉費につきましては、障害者地域生活支援事業を始めとする各障害福祉サービス等の実績もしくは実績見込みによる調整を行っております。

33ページ、3目老人福祉費につきましては、主に生きがい活動支援通所事業の実績見込みによる減額、緊急通報システムの使用台数の見込み減による減額計上、5目介護保険対策費につきましては、介護保険システム改修業務の精算見込みによる減額でございます。

36ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、主に国の補正予算への対応といたしま

して、28年度から多子世帯・母子世帯の保育料負担軽減に係るシステム改修経費の追加計上となっております。

37ページ、2目児童措置費につきましては、児童手当の実績見込みにより434万円の減額、3目母子福祉費は、主に児童扶養手当の実績見込みにより1,034万9,000円の減額計上を行っております。

39ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、臨時職員賃金や妊婦検診、日良居庁舎管理経費の実績見込みにより500万8,000円の減額計上となっております。

40ページ、2目予防費は、がん検診及び予防接種事業の精算見込みによる945万6,000円の減額でございます。

3目環境衛生総務費につきましては、合併浄化槽設置事業において実績見込みでの調整により1,471万8,000円の減額計上、41ページ、4目火葬場費につきましても、管理経費の実績見込みによる調整でございます。

2項清掃費2目じん芥処理費では、ごみ袋や水質検査、じん芥車の入札減により1,050万3,000円の減額計上、43ページ、2項清掃費3目し尿処理費につきましても、医薬材料費の実績見込み等による減額計上を行っております。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費につきましては、機構集積支援事業の補助対象費の減額により調整を行っております。

また、3目農業振興費につきましては、担い手総合支援事業において年度途中での1名の研修中止による大島農業担い手就農支援事業の減額、また、特産対策事業において、防風防鳥施設が県の事業精査により未採択となったことによる農業経営体質強化事業費の減額等により1,314万9,000円の減額となっております。

46ページ、5目農地費につきましては、県営農業基盤整備事業の精算見込みによる減額及び多面的機能支払事業の執行見込みによる減額により5,253万6,000円の減額を行っております。

また、47ページ、7目農村環境改善センター費につきましては、蒲野農村環境改善センターの樹木管理経費や油田農村環境改善センターの修繕費を追加計上しております。

48ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、内海東部地区水域環境保全創造事業やニューフィッシャー確保育成推進事業の精査による減額、3目漁港管理費は、機能保全事業の追加交付による増額や陸開整備に伴う測量設計の精算見込みによる減額計上でございます。

また、49ページ、4目海岸保全事業費は、国への予算要求に対し交付決定が減額となり、追加交付もなかったことから、事業費の精算を行い1億5,075万5,000円の減額計上となっております。

6 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費につきましては、商工振興事業の中小企業勤労者小口資金貸付金がなかったことによる減額、50 ページ、交通対策事業の油田トンネル改修工事未着工による路線バス等代替運行業務の減額、また、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費の設計監理業務の入札減により 1,233 万 5,000 円の減額を行っております。

51 ページ、3 目観光費の観光一般経費は、道の駅サザンセットとうわに係る電気料の実績見込みによる減額や各観光施設の改修工事の入札減による減額、52 ページ、公園等管理経費は片添ヶ浜施設使用料増額による片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料を追加しております。

また、やしろ郷ふれあいの里事業及び星野哲郎記念館管理運営経費は、不用額をそれぞれ減額しております。

54 ページの 7 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁維持費は、用地測量の精査による減額、2 目道路新設改良費につきましては、各路線の事業費精査による減額を行っております。

55 ページの 3 項河川費 2 目河川建設費は、県事業負担金を精算見込みにより減額計上を行っております。

4 項港湾費につきましては、1 目港湾管理費は港湾施設に係る光熱水費の精査による調整、2 目港湾建設費は、県事業の精査や事業未執行による負担金の調整による減額、56 ページ、5 項都市計画費は、県事業の精査による追加計上でございます。

また、6 項住宅費は、公営住宅の屋根等改修工事の入札減に伴い 1,247 万 1,000 円を減額しております。

8 款消防費 1 項消防費 2 目非常備消防費は、消火栓ホース等購入に係る入札減による減額、4 目災害対策費は、主に地域防災計画修正業務の入札減、耐震改修の実績見込みの減による木造住宅耐震改修補助金の減額を行っております。

58 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費については、総合教育会議の開催回数による議事録作成業務の減額、2 目事務局費では、教育総務経費につきまして、教育費寄附金の増額が見込まれることから、奨学資金貸付基金積立金の追加計上を行っております。

また、学校教育経費につきましては、特別支援教育支援員の出務見込みでの減額、学校統合推進経費につきましても、中学校統合に関するアンケート調査の入札減による減額計上を行っております。

60 ページ、2 項小学校費 1 目学校管理費につきまして、小学校管理事務局経費は、主に国の補正予算への対応といたしまして、島中小学校及び安下庄小学校の非構造部材落下防止事業の追加計上となっております。

2 目教育振興費は、就学援助費の実績見込みにより 187 万 1,000 円の減額であります。

3 項中学校費 1 目学校管理費につきましては、中学校管理事務局経費は、小学校費と同様に国

の補正予算分として、久賀中学校の非構造部材落下防止事業の追加計上を行っております。

また、2目教育振興費においても、就学援助費の実績見込みにより311万2,000円の減額計上となっております。

62ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、世界スカウトジャンボリー地域プログラム開催経費の精算等により26万8,000円の減額計上となっております。

63ページ、2目公民館費につきましては、久賀公民館耐震事業に係る入札減による減額、4目文化財保護費につきましては、服部屋敷厨房の電源修繕経費を追加計上しております。

また、5目社会教育施設費につきましては、大島文化センターの空調設備保守点検等の入札減により55万5,000円の減額計上となっております。

64ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費につきましても、各経費の精査による減額計上でございます。

65ページ、3目学校給食費につきましては、主に給食数減に伴う賄い材料費等の減により404万円の減額計上でございます。

66ページ、11款公債費1項公債費2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子1,116万5,000円の減額計上を行うものでございます。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、総額8,610万円の追加計上となっております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページにお帰りをいただきたいと思います。

7ページは地方債の補正についてでございます。

水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債、合併特例事業債及び消防債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1つはですね、県事業等のいわゆる精査に伴う部分で、負債と実績にはかなり落としよるといのが中身だろうというふうに見ております。

それで実際的に県事業、例えば、いろんな分野がありますね、それぞれ今年度、何%ぐらいできたのかという点から、掌握する資料があれば報告を求めておきたいというふうに思います。これが1点です。

それじゃあ、その点からよろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 負担割合じゃなしに、事業費ですか。はい、失礼します。

まず、広田議員さん、県事業の負担金の質問でございます。

県事業は、土地改良と県の土木関係があります。

それじゃあちょっと予算書の順番で説明させていただきます。

まず、農業関係でございます、46ページになります。

下のほうになりますが、19の負担金補助金、補助及び交付金でございます。5,050万円の減額となっております。その中で、中山間地域総合整備事業負担金15万円を増額しております。

当初、事業費5,000万円で、町負担750万円を計上しておりまして、今回3月議会におきまして、精算の事業費が5,100万円の町の負担割合15%を掛けたものが765万円で、15万円の増額となっております。

次に、その47ページに移っていただいて、農道保全対策事業4,165万円の減額となっております。

農道保全対策事業につきましては、当初1億9,500万円の総事業費でありまして、負担割合、町負担が25%、4,875万円を計上しておりましたが、3月で精査により、事業費2,840万円で、町負担25%、710万円で、差し引き4,165万円の減額計上としております。

次に、その下でございますが、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業、ここは900万円の減額となっております。

当初2億円の事業費によりまして、町負担15%、3,000万円を計上しておりましたが、3月で1億4,000万円の事業費、町負担が15%、2,100万円、差し引き900万円の減額補正をしております。

次に、土木関係に入ります。土木の県事業でございますが、予算書54ページをお開きください。

54ページ、下のほうになりますが、県事業負担金（道路等）と書いております。

ここで295万3,000円を減額しております。これにつきましては、当初9,700万円を計上しておりまして、町の負担割合が5%で485万円を計上しておりました。3月におきまして、精算事業費が3,792万6,000円の5%で、189万7,000円となりまして、ここで295万3,000円を減額しております。

次に、55ページに見ていただきますと、今度は県事業負担金（河川）と書いてあります。

ここが1,330万5,000円の減額となっております。

ここは3つの項目がございまして、1つまず、自然災害防止事業負担金でございまして。

これにつきましては、自然災害につきましては、当初1億4,200万円の総事業費を予定しておりましたものが、済みません、ちょっと言いかえます。自然災害防止事業負担金につきましては1,300万円を予定しておりましたものが、今回、ちょっと違いますね、ちょっと済みません。

次に、2番目の急傾斜地崩壊対策事業でございまして、当初8,000万円の事業費で、町の負担金が600万円を予定しておりましたが、3月で精算したものが6,800万円の、町負担が5%の342万1,000円となっております。

次に、津波・高潮危機管理対策緊急事業負担金でございまして、当初6,000万円を予定して、8%の負担割合で4,800万円を計上しておりましたものが、3月において3,900万円の事業費に対して5%317万4,000円の負担になりましたので、ここで162万5,000円の減額となっております。

次に、55ページ、下の段になりますが、県事業負担金（港湾）と書いてあります。

ここも4つの項目がございまして。

港整備交付金事業負担金でございまして、ここにつきましては、当初8,600万円の事業費に対し、25%の割合で、町が2,150万円の負担金が、3月で3,198万7,000円の精算事業となり、780万円の町の負担となり、ここで減額が1,300万円となっております。

次に、純単独港湾改修事業負担金でございまして、ここは、当初1,700万円の事業費に対し、40%の町負担680万円を計上し、3月において570万円の精算事業になり、ここで40%の228万円となった差額451万9,000円が減額となっております。

1ページめくっていただいて、56ページになります。

海岸高潮対策事業負担金、ここは1,994万円の減額となっておりますが、当初3億5,000万円の事業費を想定し、計上し、8%の負担割合で2,800万円を計上しておりました。3月で精算したときは、事業費1億74万円程度になったもので、これを8%の負担率を掛けると806万円程度になり、減額が1,994万となったものでございまして。

次に、最後です。

純単独海岸事業負担金で508万円の減額については、事業費が1,060万円の事業費に対し、50%の負担割合で518万円となっております。これが、済みません、ちょっと間違いました、ちょっと言いかえます。

純単独海岸事業負担金につきましては、500万円の事業費に対し50%の負担割合で250万円を計上しておりましたが、3月の事業費は19万8,000円、負担50%の9万9,000円を計上したもので、差額が508万円となっております。

次に、都市計画費でございます。56ページ、中段になりますが、県事業負担金（都市計画）と書いております。

負担金補助及び交付金の中で134万7,000円の増額となっておりますが、3月において事業費1,946万円を計上し、負担率10%を掛けたものが194万6,000円となり、今回134万7,000円の増額を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実は、この時期が不用額の整理というのが1つの内容になっております。

それで、実際的にこれ不用額に当たるのかどうかちょっとわかりにくいんで、ちょっと聞いておきたいんですが、1つは委託料として、このページ数が50ページです。

それで、路線バス等代替運行委託料、これはどちらになるんですか。奥畑線かもしくは実質的には大島本線、安下庄線等になる部分なんか、ちょっとわかりにくいんですね、答弁を求めておきたいというふうに思います。これが1つです。

それで、もう1つが、実際的に目玉的な政府はやり方をしよるですね、高齢者に対する3万円の部分についてであります。

これは、7月に基本的にはなる、まさに選挙対策というふうに言われておりますが、一体、周防大島町の場合が何人になるのか、報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） ただいま御質問いただきました、年金生活者に対する支援ということで、対象者でございますが、本町では4,900人を予定しております。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 生活バス等代替運行委託料の件ですかね。

これは、本年度、先ほども補足説明でありましたが、油田トンネルの改修工事が着工できなかって、代替輸送のものが丸々皆減で執行したことという補正でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。尾元議員。

○議員（15番 尾元 武君） 合併浄化槽の設置事業に対してマイナス補正、金額的にも今回はちょっと私は多く感じるんですが、結果として、何基の申請があつて、また、これだけ大きくなった理由的なものはどういったことをお考えかお尋ねします。

○議長（荒川 政義君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 合併浄化槽の基数の減ということでございますけども、当初は、5人槽が37基、7人槽で21基、10人槽が2基を予定しておりました。全部で60基の予算

をとっておりましたけども、これが申請が出てきたのが、5人槽が37基が11基、26基の減と、7人槽で21基が7基の申請と14基の減、10人槽で2基予定しておりましたけども、これは0基と2基の減ということになっております。これで合計で60基が19基ということになっております。

この減になった理由としましては、ある程度これまでもずっと約60基ずつ程度補助してまいりましたけども、ある程度の整備がされてきたんではないかというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（15番 尾元 武君） 今、下水のほうの工事が進む中、補助対象区域というのがすごく制限をされてきていると思います。

また、新たに計画区域に入りますと、その地域で新規にまた設置対象外という地域になるっていう部分が予想されると思うんですが、それで下水の完成年度ってというのが、確か平成47年ですかね、何かそれぐらいの数字になっていると思うんです。

それまでに、なかなか処分場から遠い地域のほうで、計画区域にも入ったばかりでなかなか設置で補助金が申請できなくなっているっていう状況っていうのも考えられると思うんですけど、その辺に関してはいたし方ないことではと思うんですけど、どのようにお考えかなと。

○議長（荒川 政義君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 今、尾元議員さんから47年度、浮島地区事業完成と予定をしておりますけれども、今、当初の事業計画、認可区域でありますけれども、これは平成32年度までの、5年から7年の、当初、計画しましてその区域を定めて事業を今、計画を進めております。

その区域につきましては国の認可というか、それがおりましたので、その区域につきましては補助対象ではないと。で、その事業計画以外の分につきましては、これまでどおり対象ということになってる。ただ、47年までの事業計画では全体計画ではありますけれども、その中の一部を事業計画として挙げております。その区域だけが対象外ということになっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論採決は、次の本会議といたします。

日程第9. 議案第13号

日程第10. 議案第14号

日程第11. 議案第15号

日程第12. 議案第16号

日程第13. 議案第17号

日程第14. 議案第18号

日程第15. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第13号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第15、議案第19号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） それでは、議案第13号から第15号の補足説明をいたします。

議案第13号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入におきまして療養給付費国庫負担金、高額医療費共同事業国・県負担金、財政調整交付金及び高額医療費共同事業交付金が増額となっております。また、退職分の療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び保険財政共同安定化事業交付金は、減額となっております。

歳出におきましては、保険給付費のうち一般療養給付費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金及び公営企業局企業会計繰入金が増額となっております。また、退職療養給付費、退職高額療養費、出産育児一時金及び保険財政共同安定化事業拠出金は減額となっております。

全体では、その他一般会計繰入金を追加する状況となっております。

それでは、補正予算つづりの69ページをお願いいたします。

本文の第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,648万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ41億4,504万3,000円とするものであります。

次に、事項別明細書の75ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目、退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者の保険者数の減少等の影響により、普通徴収分と特別徴収分を合わせて、それぞれ200万円、計400万円を減額しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は、平成27年11月診療分までの保険給付費実績により算定する、変更交付申請額に基づき、現年度分の一般分、介護分、後期高齢者支援分を併せて5,629万5,000円を増額いたします。

2目高額医療費共同事業負担金は、拠出金額の確定により207万8,000円増額いたします。3目特定健康診査等負担金は、交付決定により34万6,000円減額いたします。

2項国庫補助金1目財政調整交付金は、普通調整交付金を交付見込額の増により8,103万

4,000円、特別調整交付金を国保診療施設整備分等の増により、3,651万2,000円増額いたします。

76ページをお願いします。

4款療養給付費等交付金1項1目1節、退職分を平成27年11月診療分までの保険給付実績に基づく年間医療費の推計により、3,906万9,000円減額いたします。

5款前期高齢者交付金を、交付金確定に伴い7,561万6,000円減額いたします。

6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金は、実績により、国費と同じく207万8,000円増額いたします。2目特定健康診査等負担金についても、国費と同じく34万6,000円減額いたします。

77ページをお願いします。

7款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金は、実績見込みにより3,063万4,000円の増額、2目保険財政共同安定化事業交付金は、実績見込みにより1億3,323万8,000円を減額いたします。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金、利子の増により8,000円増額いたします。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、3節職員給与費等繰入金を16万2,000円増額、4節出産育児一時金等繰入金を、支給見込みにより196万円減額、6節その他一般会計繰入金を財源補填分の増額により、9,225万4,000円増額いたします。

78ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、国保の職員人件費を9万7,000円増額いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費を、決算見込みにより4,538万5,000円増額、2目退職被保険者等療養給付費を、決算見込みにより2,500万円減額、3目一般被保険者療養費は財源の調整です。

79ページ、4目退職被保険者等療養費を40万4,000円、5目審査支払手数料を50万円減額いたします。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、財源調整です。2目退職被保険者等高額療養費は決算見込みにより、500万円減額いたします。3目一般被保険者高額介護合算療養費は、財源調整です。

80ページ、4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、決算見込みにより294万円減額いたします。

3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金は、納付金額の確定に伴い1,142万

1,000円増額いたします。

6款介護納付金は、財源の調整です。

81ページをお願いします。

7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金は、拠出額確定により831万1,000円を増額し、3目保険財政共同安定化事業拠出金も同様に、拠出額確定により3,283万9,000円を減額いたします。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、職員人件費を6万5,000円増額、82ページの特定健康診査等事業費の13節委託料、受診者数減の見込みにより150万円減額いたします。

9款基金積立金は、基金利子分を8,000円増額いたします。

11款繰出金1項他会計繰出金、1目公営企業局企業会計繰出金は国庫特別調整交付金による町立病院の施設整備費用の増等により、4,937万6,000円を増額いたします。

以上が、議案第13号、平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第14号、平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては保険料事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額、歳出においては職員人件費の増額、後期高齢者医療広域連合納付金の減額となっております。

補正予算つづりの83ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ682万5,000円を減額し、総額を4億1,546万2,000円とするものです。

次に、事項別明細書の89ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料を、決算見込みにより1,084万円減額いたします。2目普通徴収保険料については、決算見込みにより848万8,000円増額いたします。合わせて保険料は、235万2,000円の減額となります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金を、広域連合納付金の変更により54万8,000円減額し、2目保険基盤安定繰入金を、実績により392万5,000円減額いたします。

次に90ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、職員人件費を16万4,000円増額いた

します。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、事務等負担金分 7 1 万 2, 0 0 0 円、保険基盤安定負担金分 3 9 2 万 5, 0 0 0 円及び後期高齢者医療保険料分 2 3 5 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ減額し、合計で 6 9 8 万 9, 0 0 0 円を減額するものであります。

以上が議案第 1 4 号、平成 2 7 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

続きまして議案第 1 5 号、平成 2 7 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの 9 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第 1 条で既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、9, 9 1 0 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 3 億 8, 1 6 5 万 7, 0 0 0 円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から 1 9 7 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1, 7 1 5 万円とするものであります。

事項別明細書の 9 9 ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第一号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料は、1, 1 4 2 万 6, 0 0 0 円増額、2 節現年度分普通徴収保険料を 2 9 1 万円減額いたしまして、合計で 8 5 1 万 6, 0 0 0 円増額いたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の減額に伴い 1, 4 3 1 万 3, 0 0 0 円減額いたします。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金は見込みにより 4, 3 6 0 万 6, 0 0 0 円減額、2 目地域支援事業交付金 1 節介護予防事業は、事業実績の見込みにより 5 2 万円減額、2 節包括的支援事業・任意事業は 7 8 万 9, 0 0 0 円減額いたします。

1 0 0 ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金は、介護給付費の減額に伴い 2, 6 6 0 万円減額し、2 目地域支援事業交付金は実績見込みにより 5 8 万 2, 0 0 0 円減額いたします。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の減額に伴い 1, 6 5 6 万 2, 0 0 0 円減額いたします。2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金 1 節介護予防事業は、事業実績の見込みにより 2 6 万円減額、2 節包括的支援事業・任意事業は 3 9 万 5, 0 0 0 円減額いたします。

101ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金は、介護給付費の減少により、1,187万5,000円減額し、2目地域支援事業繰入金1節介護予防事業は事業実績の見込みにより26万円減額、2節包括的支援事業・任意事業は39万5,000円の減額、3目低所得者保険料軽減対策繰入金は実績見込みにより5万5,000円の増額、4目その他一般会計繰入金は財源調整により4万9,000円増額いたします。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、845万3,000円増額し、介護給付に対する財源調整を行っております。3項介護サービス事業繰入金1目介護サービス事業繰入金は、介護サービス事業勘定の繰出金の減額に伴い、4万6,000円減額いたします。

102ページの9款財産収入は、基金利子として2万1,000円追加計上いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

103ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費として44万5,000円増額いたします。3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費は、介護認定審査会経費の減額により200万円減額いたします。

2款保険給付費1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、実績見込みにより5,882万1,000円減額いたします。

104ページの2目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより3,062万1,000円減額いたします。

105ページの2項その他諸費1目審査支払手数料は、実績見込みにより51万5,000円を減額いたします。3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費は、実績見込みにより323万4,000円減額いたします。4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費は、364万円増額いたします。

106ページの5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費は、実績見込みにより544万5,000円減額いたします。

3款基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子2万4,000円を増額いたします。

107ページをお願いします。

4款地域支援事業費1項介護予防事業費、1目二次予防事業費133万5,000円の減額につきましては、二次予防把握事業の結果通知等の郵送料の減と通所介護予防事業の利用者の減、訪問型介護予防事業の減が主なものでございます。

2目一次予防事業は、竜崎温泉の健康運動指導士の出務日数の減等により、72万

4,000円減額いたします。

108ページの2項包括支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費は、介護支援専門員更新研修参加者の減により、5万7,000円減額し、2目任意事業費は家族介護用品支給及び生活管理指導員派遣事業の実績見込みにより102万1,000円減額し、3目地域包括支援センター運営事業費は、職員人件費の増額等で55万5,000円の増額です。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

事項別明細書113ページの歳入から御説明いたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成件数の減により200万円を減額いたします。

2款諸収入1項1目雑入は、住宅改修理由書の作成料として2万4,000円を増額いたします。

次に114ページの歳出を御説明いたします。

1款サービス事業費1項1目介護予防支援事業費は、ケアプラン作成の減に伴うケアマネジャー等臨時職員の賃金及びケアプラン作成委託料の減として、197万6,000円を減額いたします。

以上で、議案第13号から第15号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。13時より開会します。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を求めます。補足説明を求めます。佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） それでは、議案第16号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第18号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までにつきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの115ページをお願いいたします。

まず、議案第16号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は第1条のとおり既定の歳入歳出予算の総額から1,347万7,000円を減額し、予算の総額を8億9,995万2,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の123ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金において、一般会計から繰入金32万3,000円を増額し、財源を調整しております。

6款町債は、事業費の変更に伴い、簡易水道事業債1,380万円を減額計上しております。

次に124ページの歳出でございます。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費において、山口県人事委員会の勧告による給料表の改正及び勤勉手当の支給率の改正に伴い、職員人件費72万7,000円を増額計上しております。

総務一般経費では、委託料において簡易水道事業統合の準備に係る資産調査業務及び上水道事業の創設に係る例規等整備業務について、精算見込み等により717万2,000円を減額計上しております。

また、一般会計の電算業務に係る事務機器借上料の契約締結額の確定により35万5,000円の減額補正を、備品購入費においても公営企業会計システム購入経費の契約締結額の確定により663万円6,000円の減額計上しております。

2款公債費1項公債費2目利子において、長期借入金利子の確定による減額補正でございます。

次に、議案第17号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

125ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額から2,348万9,000円を減額し、予算の総額を5億4,554万8,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の133ページをお願いいたします。

歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目公共下水道事業費分担金は、分担金の全期前納者の減により4万4,000円の減額計上しております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道施設国庫補助金は、特定環境保全公共下水道国庫補助金の交付額決定額の確定に伴い、900万円を減額計上するものであります。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金94万5,000円を減額しての財源調整でございます。

7款町債は、事業費の減額により下水道事業債680万円、過疎対策事業債670万円をそれぞれ減額計上しております。

135ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款公共下水道費1項事務費1目の総務管理費は、他会計と同様、職員人件費に係る山口県の人事委員会の勧告による給料表の改正及び勤勉手当の支給率の改正に伴い、68万8,000円を増額を、総務一般経費では報償費について下水道受益者分担金の全期前納

者の減により1万9,000円を減額し、また一般会計の電算業務に係る事務機器借上料の契約締結額の確定により9万7,000円を減額計上しております。

同じく2項事業費2目公共下水道事業費につきましては、久賀・大島地区公共下水道事業において測量・設計業務の入札減に伴う委託料2,285万4,000円の減額を、公有財産購入費につきましては処理場法面の用地購入費として33万3,000円を追加計上しております。

負担金補助及び交付金は、公共下水道事業に係る県の過疎代行事業費の確定により負担金等133万5,000円減額計上するものでございます。

136ページの2款公債費1項公債費は、長期借入金利子の確定による減額でございます。

続きまして、議案第18号は平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

137ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額から500万5,000円を減額し、予算の総額を3億3,340万2,000円とするものでございます。

また、第2条により事業費の変更に伴い地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の145ページをお願いいたします。

歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目農業集落排水事業費分担金につきましては、分担金の全期前納者の増により68万5,000円及び公共ます新設分担金14万4,000円の、併せて82万9,000円を増額計上しております。

3款繰入金は283万4,000円減額での財源調整でございます。

5款諸収入におきましては秋地区の西川砂防河川県改修工事の施工箇所の変更による進捗遅延のため工作移転補償金290万円を減額しております。

6款町債は、事業費の減額により下水道事業債の10万円減額補正するものでございます。

146ページをお願いいたします。歳出についてであります。

1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費は、他会計と同様、山口県人事委員会の勧告による給料表の改正及び勤勉手当の支給率の改正に伴い、職員人件費14万5,000円増額計上しております。

総務一般経費の報償費は、農業集落排水受益者分担金の全期前納者の見込み増により、5万2,000円を増額計上しております。また、他会計と同様、一般会計の電算業務に係る事務機器借上料の契約締結額の確定により9万7,000円の減額計上でございます。

2項事業費1目維持管理費につきましては、水質検査の入札減による200万円の減額を、秋地区西川砂防河川県改修工事の施工箇所の変更による進捗状況の遅延に伴う下水道管布設替えの工事請負費290万円の、併せて490万円を減額計上しております。

2目農業集落排水事業費の設備経費は、沖浦西地区マンホールポンプ場の通報装置更新工事の入札減による減額計上でございます。

147ページの2款公債費は、長期借入金利子の確定により15万7,000円を減額するものでございます。

以上が、議案第16号から議案第18号まで環境生活部所管の特別会計補正予算の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第19号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

今回の補正は第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額に26万9,000円を追加し、予算の総額を9,504万6,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして事項別明細書により御説明をいたします。

157ページをお願いいたします。

歳入につきましては、2款国庫支出金1項国庫補助金は国土交通省の国庫補助金の内示を受け1,174万7,000円の減額計上でございます。

3款県支出金1項県補助金は、県の交付決定を受け1,164万5,000円の増額計上となっております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般財源の調整を行い、957万1,000円の増額計上でございます。

158ページ、6款町債につきましては、交通事業債及び過疎対策事業債の皆減により920万円の減額となっております。

また、159ページの歳出につきましては、事業費の各航路につきまして山口県人事委員会の勧告による給料表の改正及び勤勉手当の支給率の改正に伴う人件費の調整及び国庫補助金、県補助金の内示及び交付決定による財源の調整等を行っております。

以上が平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重、御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第13号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第13号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第19号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。討論、採決は次の本会議といたします。

日程第16. 議案第20号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第20号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第20号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成27年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

この予算は、12月実績に基づきまして算出しております。

第2条の業務の予定量では病院患者数は入院合計で669人、外来合計で2,004人の減少、介護老人保健施設利用者も入所合計で212人、次の2ページにあります通所合計で68人の減少を見込んでおります。それに伴いまして一日の平均患者数や利用者数を補正しております。

大島看護専門学校の学生数は、実績に基づきまして12名減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業につきましては、医療機械器具及び備品購入で次の3ページの上段にあります不用額6,857万5,000円減額補正し、合計で2億8,732万7,000円を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出につきましても、12月末までの実績に基づきまして算出し、次の4ページにあります収入合計で1,218万3,000円増額補正し、53億8,781万5,000円を見込み、支出合計で5,179万3,000円増額補正し、53億8,693万円を見込んでおります。

主な理由としましては、収入は業務量の減少に伴う入院・外来収益の減少、学生数の減少による大島看護専門学校の授業料・実習費の減少、交付税額の確定等による他会計補助金の増額、基金運用益の増額並びに修学資金貸し付けの返金分を見込み、支出につきましては、退職手当引当金の増額並びに非常勤医師の報酬増額に伴う給与費の増額、経営コンサルタント委託料、東和病院西棟改修工事基本計画案作成業務委託料等の増額を見込んでおります。

次に、5ページをお願いします。第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては東和病院の企業債は機械備品の入札減等による1,550万円減額補正し、支出金は医療機器整備に対する補助金270万円を増額補正し、固定資産売却代金は基金の取り崩しにより3億円増額補正しております。

橘病院の企業債は、機械備品の入札減等により2,240万円減額補正し、支出金は医療機器整備に対する補助金432万円を増額補正しております。

大島病院の企業債は、機械備品の入札減等により8,150万円減額補正し、支出金は医療機

器整備に対する補助金4,000万円を増額補正しております。

大島看護専門学校の企業債は、機械備品の入札減により20万円減額補正しております。

支出につきましては、先ほど第2条の業務の予定量で申し上げましたが、入札減等により建設改良合計で6ページの中段の不用額6,857万5,000円減額補正し、合計で8億7,789万5,000円を見込んでおります。

第5条の企業債につきましては、入札減等の支出額の確定に基づきまして1億1,960万円減額補正しております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、第3条の主な理由で申し上げましたが、退職手当引当金の増額、非常勤医師の報酬増額に伴う3,471万5,000円を増額補正しております。

第7条の他会計からの補助金につきましては、交付税額の確定や医療機器に対する補助金分を見込んで5,580万4,000円増額補正しております。

第8条のたな卸資産購入限度額につきましても、業務の予定量に基づきまして算出し、合計で249万2,000円減額補正しております。

附属資料といたしまして、8ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は次の本会議といたします。

日程第17. 議案第21号

日程第18. 議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第18、議案第22号周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第21号及び議案第22号につきましては一括して補

足説明をいたします。

まず、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本件につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、該当する7つの条例について法律改正に基づいた条例の一部改正を行うものでございます。

行政不服審査法は昭和37年に施行されましたが、行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立て、当該行政庁が改めてその行政処分について違法性、不当性を判断する制度に関して、公正性や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から制定後50年ぶりに抜本的に見直され、平成26年6月13日に公布されました。

主な改正点につきましては、審査請求できる期間が3カ月に延長されたことや不服申し立ての手続を審査請求に一元化するものですが、審査請求や裁決について、改正行政不服審査法において加筆修正された内容について、本町の関係条例に反映させるため所要の修正等を行うものでございます。

第1条は、周防大島町情報公開条例の一部改正でございます。改正行政不服審査法では、審理員制度の導入と第三者機関へ諮問することが規定されておりますが、情報公開審査会は公文書の公開等に関し優れた識見を有する方々で構成される附属機関であり、実施機関から諮問を受け公開の適法性や妥当性について、公平性を失うことなく公正かつ適正な判断が確保される調査審議をし、答申するといった過程を経ておりますので、改正法に基づく審理員制度は適用しない旨を規定することが主な改正でございます。

第2条は、周防大島町行政手続条例の一部改正でございますが、町が行為や決定をする際に、相手方や関係人に弁明の機会を与える聴聞の主宰者に係る規定について字句を改めるものでございます。

第3条の周防大島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の全部改正により地方税法の一部改正に伴う審査の申出書、書面審理、決定書の作成について所要の改正を行うものでございます。

第4条の周防大島町税条例、第5条の周防大島町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び第6条の周防大島町附属機関の設置に関する条例の一部改正でございますが、それぞれ審査請求できる期間が3カ月に延長されたことや、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することに伴い、字句の改正を行うものでございます。

第7条の周防大島町個人情報保護条例の一部改正につきましては、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することや、第1条で御説明をいたしました周防大島町情報公開条例と同様に、個人情報保護審査会は保有個人情報の開示等に関し、優れた識見を有する方々で構成される附属機

関であり、実施機関から諮問を受け開示の適法性や妥当性について調査審議をし、答申するといった過程を経ておりますので、改正法に基づく審理員制度は適用しない旨を規定することが主な改正でございます。

なお、附則として、法律の施行と同日の平成28年4月1日に施行することとしております。

次に、議案第22号周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。

本件は、地域再生法の一部改正及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が平成27年8月にそれぞれ施行され、また、山口県が策定した地域再生計画「山口県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」が、平成27年10月2日に国より認定をされたことに伴い、固定資産税の不均一課税を行うため条例の制定をするものでございます。

本条例は、「山口県地域再生計画」に定められた周防大島町における地方活力向上地域内において、東京23区にある本社機能を地方に移転し特定業務施設を整備する移転型と、地方にある本社機能を拡充し特定業務施設を整備する拡充型の事業を、県の認可を受けた事業者が実施する場合に、固定資産税の不均一課税を行うものであります。

不均一課税を行うことにより、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目指すため、本条例を制定するものであります。

それでは、本条例の内容について御説明をいたします。

第1条は、本条例の趣旨について定めております。

第2条第1項は、不均一課税に関する規定を定めております。「山口県地域再生計画」において定められた地方活力向上地域内において、移転型と拡充型の事業を実施した場合において、特別償却設備である家屋または構築物及び償却資産並びに当該家屋または構築物の敷地である土地について、表のとおり3カ年の不均一課税を適用する規定を定めております。

次に、第2項は、本条例は、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の規定による課税免除の適用を受ける場合は、適用しない旨を定めております。

第3条は、不均一課税の申請等について定めております。

第4条は、規則への委任について定めております。

次に、附則についてでございますが、第1項は、施行期日を定めたものであります。

第2項は、本条例による不均一課税の適用を受ける場合には、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例が適用されないよう、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、本条例により固定資産税の不均一課税、これは軽減措置でございますが、不均一課税を行った場合には、その減収に対して地方交付税による補填措置が講じられることとされております。

す。

以上が、議案第21号及び議案第22号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。質疑が終結しましたので、議案第21号から議案第22号までの2議案をお手元に配布してある議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第22号までの2議案をお手元に配布してある議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19. 議案第23号

日程第20. 議案第24号

日程第21. 議案第25号

日程第22. 議案第26号

日程第23. 議案第27号

日程第24. 議案第28号

日程第25. 議案第29号

日程第26. 議案第30号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第23号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第26、議案第30号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。

岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第23号から議案第30号までにつきましては一括して補足説明をいたします。

まず、議案第23号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、新たに増設した屋外受信設備、防災行政無線の屋外スピーカのごとでございますが、これを別表に加える必要が生じたこと、また、耕地番と山地番の重複解消のため山口地方法務局登記官が職権により山地番に1万番を加算したことに伴い、山地番が変更された箇所に設置されている防災無線設備があること、さらに、設置場所の地番の一部に錯誤があることが判明したため、これらの地番を修正するため、別表の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案第24号周防大島町職員定数条例の一部改正についてであります。

病院の人員の基準は、医療法の規定により定められており、健康保険法では、診療報酬を請求するため、診療報酬単価を定める条件として人員基準が定められております。

特に、入院基本料につきましては、1つの算定条件として、入院患者数に対する1日に常時配置しなければならない看護師の人数により、診療報酬単価が定められております。

東和病院につきましては、2病棟のうち1病棟の一部を、回復期病床である地域包括ケア病床への転床を計画しておりますが、この転床に伴い、病棟の看護師の配置基準を15対1から13対1に変更し、病棟に専従の理学療法士等を配置しなければならないことになっております。

看護補助者につきましては、入院患者さんの高齢化に伴い、安全な看護をするため夜勤勤務の体制を、看護師の2人体制から看護補助者を含む3人体制にしており、看護補助加算の算定をする上でも増員が必要でございます。

大島病院につきましては、平成27年10月1日から、13対1の入院基本料から10対1の入院基本料に類上げをしております。

また、療養病床における看護師の配置基準が、医療法の改正により看護師及び看護補助者の人員基準が、入院患者6人に対して看護師1人の配置から4人に1人となり、平成30年3月31日までに、看護師及び看護補助者の確保が必要となることから、夜勤勤務でも、東和病院と同様に夜勤体制を看護補助者を含む3人体制としております。

訪問看護ステーションにつきましては、今後も、さらに在宅医療へのニーズが高まることが予想され、訪問看護の充実を図るためにも、理学療法士または作業療法士、看護師の3名の増員を予定するものでございます。

公営企業局では、育児休暇取得者が多く、ここ3年間で、毎年約20名、うち看護師については約10名が取得しております。病院の職員は、免許有資格者を必要としており、特に看護師が育児休暇の際は補充が困難であり、先ほど、御説明申し上げましたとおり、基準を満たさないと診療報酬への影響や夜勤勤務体制が困難な状況となるため、余剰職員も必要と考えております。

また、採用困難な看護師を確保するためにも、大島看護専門学校卒業生の受け入れが必要不可欠であり、住民の皆様にも少しでも御満足いただける医療を提供するためにも、31名の定数の増員をお願いするものでございます。

合併後、11年余りが経過をいたしました。その間、歳出抑制を図るため、行政改革大綱や定員適正化計画を策定し、人件費の抑制に取り組んでまいりました。

加えて、安易な職員数の削減は行政サービスの低下につながることから、組織機構や運営方法の見直し、業務の効率化や廃止、民間委託や指定管理者制度の導入など、行政サービスの水準を維持しながら職員数の削減に取り組んでまいりました。

公営企業局を除く職員数が減少する中、条例定数は実際の職員数とは乖離しており、今回の公営企業局の職員の定数増員に伴い、全体の職員数は変えることなく、町長事務部局の職員数を335人から310人に、教育委員会事務部局の職員数を55人から49人に変更するものでございます。

附則として、条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。

続いて、議案第25号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。

改正の要点を御説明申し上げます。

第1条の改正につきましては、平成26年5月14日に地方公務員及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員法第24条に規定されている給与、勤務時間等の勤務条件の根本基準の見直しにより項ずれが生じたため、本条例について改正を行うものでございます。

また、第8条の2第1項第2号の改正につきましては、平成27年6月24日に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を、新たな学校の種類として規定されたため、当該職員に対して早出遅出勤務の請求が可能となるよう、改正を行うものでございます。

なお、附則として、法律の施行と同日の平成28年4月1日に施行することとしております。

続いて、議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

周防大島町内の離島航路の運航に関して、国の補助航路として、運航ダイヤの改正や母港の変

更等に関しては、海上運送法で定められた所定の地域協議会、これは、国・県・町・地元利害関係人でございますが、この地域協議会での協議結果を付して、運送計画変更の手続が必要となっております。

周防大島町の離島航路である情島航路に関して、平成29年3月末にあげぼの寮が移転することが決定しており、現行の運航回数、現在5往復でございますが、この運航回数を維持することは困難な状況になることが推測されます。

このため、離島航路確保維持改善協議会を設置し、運航に関しての審議・検討を行うことが必要となりますので、新たに離島航路確保維持改善協議会委員の職名を追加しようとするものでございます。

また、平成26年度の介護保険法の改正に伴い、地域支援事業実施要綱が改正され、介護保険法第115条の48第1項に基づく地域ケア会議推進事業及び介護保険法第115条の45第2項第6項に基づく認知症初期集中支援事業が新たに規定され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、地域ケア会議委員及び認知症サポート医を加え、日額報酬として、地域ケア会議委員は5,000円、認知症サポート医員は1万7,000円を支給しようとするものでございます。

なお、地域ケア会議は、平成26年度から平成27年度までは、地域包括支援センター運営協議会で実施してまいりましたが、このたびの要綱改正で、地域ケア会議推進事業として別に区分し、それぞれで実施するものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第27号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

山口県人事委員会は、昨年10月19日に一般職の給与等について勧告を行いましたが、山口県はこれを受け、勧告どおり平成27年度の給与改定を行う予定でございます。

本年度は、官民給与の格差を踏まえ、給料表の引き上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合の引き上げを行うものであり、本町も山口県に準じ、給料月額について平均0.6%の引き上げ、期末・勤勉手当につきましても、民間の支給状況を反映して、支給月数を6月支給、12月支給でそれぞれ0.05カ月分、合わせて0.1カ月分引き上げることといたしました。

また、昇給制度の見直しとして、55歳を超える職員に対して、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合において、良好な成績で勤務した職員を昇給させる場合の昇給の号給数を、2号給から1号給に抑制することといたしました。

さらに、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職員の給与及び旅費条例の

改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関係条例を一括して一部改正しようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第18条第2項中の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の100分の75から100分の80に、再任用職員についても支給割合を100分の2.5引き上げ、現行の100分の35から100分の37.5に改正するものでございます。

この改正により、年間の勤勉手当の支給割合は、それぞれ、現行の100分の150及び100分の70から、100分の160及び100分の75となります。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職に係る給料表を、それぞれ改正するものでございます。

第2条につきましても、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第2条中、第1条、第3条第3項、第3条の2第1項及び別表第4から別表第6の改正につきましては、地方公務員法第24条及び第25条の改正により、職階制から人事評価への改正に加え、現在、規則で規定している等級別基準職務表を本条例で定めるものでございます。

また、第4条第4項につきましては、55歳を超える職員の昇給制度の見直しに係る改正であり、第17条の3は行政不服審査法の全部改正に伴い関係条文を改正するものでございます。

第3条は周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。

第1条で御説明いたしましたとおり、山口県人事委員会勧告に伴い、船舶職に係る給料表を改正するものでございます。

第4条も周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございますが、第2条で御説明いたしました地方公務員法第24条及び第25条の改正により職階制から人事評価への改正に加え、現在、規則で規定している級別基準職務表を本条例で定めるものでございます。

第5条及び第7条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等の12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の100分の162.5から100分の167.5に改正するものでございます。

この改正で6月期、12月期を合計した年間の期末手当の支給割合は、現行の100分の310から100分の315となります。

第6条及び第8条につきましても、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、第5条及び

第7条において、12月期に100分の5引き上げた期末手当の支給割合を、6月期及び12月期において、それぞれ100分の2.5に振り分ける改正を行い、6月期には100分の2.5を加えた100分の150に、12月は100分の2.5を減じ、100分の165に改正するものでございます。

この改正により6月期と12月期を合計した年間の期末手当の支給割合は第5条及び第7条と同様に100分の315となります。

附則第1項及び第2項は、施行期日を定めるもので、本条例の第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用とし、第2条、第4条、第6条及び第8条につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第3項及び第4項は、中途の異動者や採用者間において、均衡上必要と認められる限度で調整することができるものと規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の給与条例の規定による内払いとするとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第6項及び第7項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、改正後の条例の規定による議会議員及び町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第8項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約1,927万円の増額となる見込みでございます。

続いて、議案第28号周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。

改正の要点を御説明申し上げます。

平成26年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員法第24条に規定されている、給与、勤務時間等の勤務条件の根本基準の見直しにより項ずれが生じたため、本条例について改正を行うものでございます。

なお、附則として、法律の施行と同日の平成28年4月1日に施行することとしております。

続いて、議案第29号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。

改正の要点を御説明申し上げます。

第3条第6号の改正につきましては、平成26年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員法第23条に規定されている職務内容と責

任の程度により序列を設定する職階制から、業績、取組姿勢、能力等を客観的に評価し、給与の処遇や能力開発等に反映する人事評価に改められるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

また、第5条第2号の改正につきましては、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されることから、不服申し立ての手続きを審査請求に一元化するために、本条例の改正を行うものでございます。

なお、附則として、法律の施行と同日の平成28年4月1日に施行することとしております。

最後に、議案第30号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、政策空家となっている町営住宅を用途廃止しようとするものであります。

町営住宅の用途廃止につきましては、資料の別表は設置している町営住宅等の名称及び設置場所等について規定したのですが、政策空家となっている町営住宅の真宮住宅1戸と一般住宅の大泊住宅3戸を用途廃止しようとするものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅等の総管理戸数は、4戸減の682戸となります。

来年度当初予算案に解体工事費を計上させていただいておりますが、当初予算案と併せて御議決を賜りましたならば、順次、解体を予定しております。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上が、議案第23号から議案第30号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第23号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第24号周防大島町職員定数条例の一部改正について、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 合併当初、281人職員がおられたと思いますが、今現在、職員は何名でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 合併当初、381名だったものが、現在261名でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第28号周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第29号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第30号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第23号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第24号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第25号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第26号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第27号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第28号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第29号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第30号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第30号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27. 議案第31号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第31号周防大島町と広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第31号周防大島町と広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、補足説明をいたします。

連携中枢都市圏の形成に取り組む広島広域都市圏には、平成27年7月に、それまで未加入であった山口県東部の和木、周防大島町、上関、平生、田布施の5町が新たに加わり、広島市の都心部からおおむね60キロの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの24市町で構成されています。

全国的に人口減少・少子高齢社会が到来する中であって、人口減少・少子高齢化に歯どめをか

け、圏域の経済を活性化し自律的で持続的な発展を図るとともに、中四国地方の発展に寄与する役割を担い続けていくためには、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とするローカル経済圏を構築する必要があります。

そのために広島広域都市圏において、このたび国が設けた連携中枢都市圏制度により、地域の資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を連携として展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超を目指す200万人広島都市圏構想の実現を図ることとしております。

このたびの議案は、連携中枢都市圏制度の連携中枢都市の広島市と周防大島町が、広島広域都市圏の目指す将来と、その実現に向けて取り組むための連携協約書の締結に向けた協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決をいただくというものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第31号周防大島町と広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第32号

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第32号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第32号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について補足説明をいたします。

山口県市町総合事務組合同規約第3条の改正につきましては、総合事務組合が共同処理する事務に、行政不服審査法第81条第1項に規定されている機関を行政不服審査会として、その審査会の設置及び権限に関する事務を加え、第11条の2につきましては、行政不服審査会に関し必要な事項を規定するものでございます。

別表第1につきましては、平成28年3月31日限りで美祢市萩市競艇組合が解散することに伴い脱退し、平成28年4月1日から岩国地区消防組合及び宇部・山陽小野田消防組合の2団体が新たに加入するために改正するものでございます。

別表第2の第6項につきましては、平成28年4月1日から非常勤職員公務災害補償等事務を共同処理する団体に、宇部市、山口市、防府市、美祢市、周南市及び山陽小野田市の6市を加え、同表第7項につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等事務を共同処理する団体に美祢市及び周南市を加え、同表第8項につきましては、別表第1で御説明いたしましたとおり、平成28年3月31日限りで美祢市萩市競艇組合が解散し、山口県市町総合事務組合から脱退するため削除をし、同表第11項につきましては、第3条及び第11条の2で御説明いたしましたとおり、総合事務組合が共同処理する事務に、行政不服審査会の設置及び権限に関する事務を加えたことに伴い、その共同処理する地方公共団体を追加するものでございます。

別表第3につきましては、別表第2の第6項に、先ほど御説明いたしましたとおり、非常勤職員公務災害補償等事務を共同処理する団体に、宇部市、山口市、防府市、美祢市、周南市及び山陽小野田市の6市を加えましたが、そのうち、宇部市、山口市及び山陽小野田市の3市について、加入対象職員を規定する表を加えるものでございます。

なお、附則として、平成28年4月1日に施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第32号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第33号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第33号財産の無償貸付けについてを議題とします。
補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第33号財産の無償貸付けについて、補足説明をいたします。

本案は、旧和田小学校の校舎及びグラウンドの一部について、平成27年11月臨時議会で御報告いたしました株式会社ビジコムに、周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である、地域にしごとを創り若年者の定住を図る地域振興の目的で、土地及び建物の無償貸し付けを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内訳は、旧和田小学校の本校舎をサテライト・オフィスとして、ビジコム社の商品管理POSシステムやカードリーダー、プリンターなど関連付属商品の受注、発送、顧客への請求事務などを行うための施設として、またグラウンドの一部を顧客用の駐車スペースとして、建物及び土地を貸し付けしようとするものでございます。

旧和田小学校は、防衛省の補助により平成7年度に建設したものでありますが、平成26年3月の閉校により教育関連の収蔵倉庫として使用していたものを、補助目的外のサテライト・オフィスに転用することについて、建設に係る補助金の返還の免除を受けるため無償貸し付けとするものでございます。

貸し付け期間は、株式会社ビジコム社で建物内に展示室や商品開発部門のコンピューター関連の設備や企業コンセプトを反映した備品、内装改修を行って事業の拡大を図り、町内での雇用を生み出したいとのことから10年間としております。

なお、電気、ガス、水道といった維持管理に必要な経費は、ビジコム社に負担をしていただくことにしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 建物は無償は仕方がないと思いますけれども、グラウンドは使用料を徴収できるのではないかと思います。グラウンドはスポーツ少年団が練習に使用されておりますが、その辺の影響はないのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） グラウンドは有償でもいいのではないかなという御意見ですけども、これにつきましても、町としては県と協力して企業誘致というスタンスで、今、ビジコム社の誘致を行ってきたところございまして、そういったことで条件的には無償でグラウンドも貸し付けたいと。一部についてですね。という考えであります。

そのグラウンドを使用されてる方につきましては、かわりの施設といいますと、今、片添のグラウンドがございまして、そちらのほうで練習されるということで調整をしているところがございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） すいませんね、はあすぐ終わりますから。

三蒲小学校にパブリカをしておりますが、これは使用料はいただいているんじゃないかと思うんですけども、その辺の兼ね合いはいいんでしょうかね。（「ええんかいの関連で」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 答えられる。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今、先ほど申しましたように、ビジコム社に、今回の和田小の件につきましても、町が企業誘致ということである程度の条件整備を行うということで、無償で貸し付けという判断でございます。また、今の旧三蒲小学校のパブリカについては、企業進出ということで、先方からの進出ということで有償での貸し付けという判断をしております。

○議長（荒川 政義君） 吉田さん、いいですか。（発言する者あり）

今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 要は、大島町が大家になるっちゅう形ですよ。そうした場合の、今後建物あるいは設備が毀損した場合の、それはどういうふうな契約になっているんでしょうか。10年間の契約っちゅうことですよね。その間にいろいろあちこち傷んできたというような場合は、普通たなこに対しての親の義務っていうか、それはうたってあると思うんですけど、その辺はどうなってるんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 基本的には町の建物でございますし、町が貸し付けてるものですから、その原因にもよりますけれども、町が負担すべきものは町が負担するし、先方の過失により破損とかした場合には先方の経費で修繕をしていただくという格好になりますし、町の建物ですから火災保険等々については町が管理しておるという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第33号財産の無償貸付けについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第34号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第34号周防大島町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第34号周防大島町過疎地域自立促進計画の策定について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の策定にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に基づき本議会の議決を求めるものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法につきましては、過去幾度もの失効期限延長を受け、現在は平成24年6月27日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、平成28年3月31日までであったものが、平成33年3月31日までに失効期限延長となっております。

このことにより、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする周防大島町過疎地域自立促進計画を策定したものであります。

基本的には、従来計画を踏襲し策定をしておりますが、今回の計画につきましては、策定に係る義務付けは廃止されたものの、法に基づく財政上の特別措置を活用する場合は計画の策定が必要であると定められておりますので、過疎対策事業債の活用などが想定される事業のみを掲載させていただいております。

今後は地域の要望に応えながら見直しや変更を加え、必要に応じてお諮りをしていきたいと存じます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第34号周防大島町過疎地域自立促進計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第35号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第35号辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第35号辺地総合整備計画の策定について、補足説明をいたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、離島である浮島への海底送水管・配水池・各地区への配水管等を新設し、水質・水不足を改善するための浮島辺地総合計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第35号辺地総合整備計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第36号

日程第33. 議案第37号

日程第34. 議案第38号

日程第35. 議案第39号

日程第36. 議案第40号

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第36号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから、日程第36、議案第40号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは議案第36号から議案第40号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

この5議案につきましては、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める屋代山泉センター、神領コミュニティセンター、小松コミュニティセンター、油宇集会施設、小泊集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第36号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてであります。この施設は、現在、施設が位置するコミュニティ組織の屋代山泉地区コミュニティ会を指定管理者に指定しております。

次に、議案第37号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設も議案第36号と同様に、コミュニティ組織神領共和会の区域に位置しており、現在、指定管理者に指定し、コミュニティ活動の拠点となっているところでございます。

続いて、議案第38号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設は、現在、小松コミュニティセンター運営委員会を指定管理者に指定をしております。この運営委員会は、施設建設にあわせ施設の運営管理を目的に設立された組織であり、コミュニティ活動の一助をなしております。

続いて、議案第39号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設は、自治会組織油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。

続いて、議案第40号小泊集会施設の指定管理者の指定につきましては、この施設も議案第39号と同様、自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。

従いまして、これらの5施設につきましては、周防大島町コミュニティ施設設置条例第6条第1項の規定により、非公募によりこれからも引き続き、屋代山泉地区コミュニティ会、神領共和会、小松コミュニティセンター運営委員会、油宇自治会、小泊自治会を指定管理者に指定するこ

とが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年としております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第36号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第37号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第38号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めて、質疑を終結します。

議案第39号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第40号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第36号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第37号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第38号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第39号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第40号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37. 議案第41号

日程第38. 議案第42号

○議長（荒川 政義君） 日程第37、議案第41号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定についてから日程第38、議案第42号周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第41号及び議案第42号につきましては、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしております。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある者に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託できるとなっております。

このことから、本施設において、生きがい活動支援通所事業や指定通所介護事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を、指定管理者として引き続き非公募により1年間指定しようとするものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第41号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第42号周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第41号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第41号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第42号周防大島町高齢者生活福祉センターしらと

り苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 39. 議案第 43 号

日程第 40. 議案第 44 号

日程第 41. 議案第 45 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 39、議案第 43 号安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてから日程第 41、議案第 45 号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 43 号から議案第 45 号までの周防大島町立農事集会所条例に定める 3 施設に係る指定管理者の指定につきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 43 号安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてであります。この施設は自治会組織安高自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。

次に、議案第 44 号正分地区農事集会所の指定管理者の指定についてであります。この施設は自治会組織正分自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。

続いて、議案第 45 号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてであります。この施設は自治会組織鹿家自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。

よって、施設の設置目的からも、非公募によりこれからも引き続き、それぞれ安高自治会、正分自治会、鹿家自治会を指定管理者に指定することが望ましいと判断し、このたび、指定管理者として議会の議決を求めるものでございます。なお、期間につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第 43 号安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 44 号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第45号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第43号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第43号安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第44号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第45号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は明日3月9日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時43分散会
